

○八王子市障害者等歯科診療事業実施要綱

平成 23 年 4 月 1 日施行

改正 平成24年 4 月 1 日 平成24年10月 1 日
平成25年 8 月26日 平成28年 4 月 1 日
平成30年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般歯科診療所において診療を受けることが困難な障害者等を対象として、関係機関等との連携により歯科診療事業（以下「事業」という。）を実施することにより、障害者等の地域歯科医療を補完し、もって障害者等の歯科医療の充実を図ることを目的とする。

(施設の設置等)

第 2 条 市長は、事業の運営を公益社団法人東京都八南歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）に委託し、八王子市小児・障害メディカルセンター夜間救急棟 2 階の八南歯科医師会 休日応急障害者歯科八王子市診療所（以下「診療所」という。）で実施する。

2 歯科医師会は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）その他の関係法令を遵守し、適正に事業の運営を行うものとする。

(診療日時)

第 3 条 この事業による歯科診療（以下「診療」という。）の日時は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、水曜日及び木曜日が年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日に当たる場合は実施しない。また、第 3 土曜日が国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日に当たる場合は、同月内の別の土曜日に振替えるものとする。

診療日	診療時間
水曜日 木曜日	午前 9 時半から午後 1 時半まで
第 3 土曜日	午後 1 時から 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、歯科医師会と協議のうえ、診療の日時を変更することができる。

(対象者)

第 4 条 この事業の対象となる者は、原則として、八王子市在住の障害児又は障害者等で、一般歯科診療所において診療を受けることが困難な者とする。

(診療の申込み)

第5条 診療は予約制とし、診療を希望する者は、診療日の診療時間内に診療所に予約するものとする。ただし、初診の場合は、あらかじめ医療保険部地域医療政策課に予約するものとする。

(診療体制)

第6条 診療体制は、次の表に掲げるとおりとする。

診療日	診療体制
水曜日 木曜日	指導歯科医師 2 人、歯科医師 3 人、歯科衛生士 5 人及び事務員 1 人
土曜日	指導歯科医師 1 人、歯科医師 2 人、歯科衛生士 3 人及び事務員 1 人

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、歯科医師会と協議のうえ、診療体制に係る配置人数を増員又は減員することができる。

(費用負担等)

第7条 診療報酬は、歯科医師会の収入とする。

2 診療所における設備及び機器の保守点検に係る費用は、原則として市が負担するものとし、診療所における光熱水費、電話料及びその他の事業の実施に伴い必要となる医薬消耗品の購入に係る費用等は、歯科医師会が負担するものとする。

(診療費)

第8条 診療費は、診療を受けた者の負担とする。

(保険証等の提出)

第9条 保険診療を受けようとする者は、診療を受けようとする際、診療所に保険証等を提示しなければならない。

2 受診の際に保険証等の提出がない場合は、保険外診療とする。ただし、あらかじめ保険証等が確認できるときは、この限りでない。

(委託料)

第10条 事業運営の委託に係る委託料は、次の各号に掲げるものとし、その算定方法はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 人件費 診療日 1 日につき指導歯科医師、歯科医師、歯科衛生士及び事務員の 1 人あたり単価に配置人数を乗じて算定する。
- (2) 事務費 1 か月を単位に算定する。

(報告)

第 11 条 市長は、必要と認める事項に関し、歯科医師会に報告を求めることができる。

(関係機関等との連携)

第 12 条 市長、歯科医師会及び関係機関は、相互に連携のうえ、事業の効果的な運営に努めるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。